

【支援概要】

<p>(企業名)</p> <p>合同会社シオタトレーディング</p>	<p>対応可能社数の目安</p> <p>1～2社</p>
<p>(支援の概要)</p> <p>国内外のバイヤーにピンポイントで商品提案を行い、成約を目指します。 必要に応じて、過去の成功事例を基に商品改良に対する助言も行います。</p>	
<p>(支援の概要等を紹介する動画) (外部リンクになります)</p>	
<p>(支援内容)</p> <ol style="list-style-type: none">① 商品の原材料・添加物、賞味期限、特性などから輸出に最適な国・地域を選定します。② その国・地域の中で最適な海外バイヤー（小売店・輸入卸など）を選定します。③ 支援企業に商流と販路を共有した上で海外バイヤーに直接メールなどで商品提案を行います。④ 必要に応じて、日本の輸出商社を紹介し、見積と商品規格書の送付を支援します。⑤ 支援企業から要請があれば海外ニーズに応じた商品改良や商品開発に向けた助言を行います。	
<p>(支援の特徴)</p> <p>これまでに 29 カ国・地域で食品輸出の商談を行い、日本国内で 40 社以上の輸出商社様を訪問した経験があります。商品の原材料・添加物、賞味期限、特性などから最適な国・地域を選択して、具体的な売場と商流のイメージを持った上で、海外バイヤーにピンポイントで商品提案を行います。</p>	
<p>(どの様な事業者を活用してもらいたい)</p> <ol style="list-style-type: none">① 常温の賞味期限が 1 年前後の加工食品メーカーで、畜系原料（エキスを含む）、魚介原料（エキスを含む）、乳、卵、紅麴、紅花、クチナシ、赤色の100番台、ステビア、甘草などの「主要輸出先国の輸入規制に抵触する原材料・添加物」を使用していない方。② 主要国の輸入規制に対応した原材料・添加物への切替、賞味期限の延長、パッケージの改良などを検討している方。③ 米国向け輸出を念頭にレシピ動画などの制作を検討している方。	
<p>(支援実績の例)</p> <ol style="list-style-type: none">① 袋麺（アニマルフリーのラーメン）の海外販路開拓。② 若桃甘露煮の海外販路開拓。③ 豆菓子等の海外販路開拓。 <p>その他、ジェットロ、愛媛県産業国際化推進協議会（愛媛県庁の外郭団体）など、公的機関を通じた海外販路開拓の支援実績が多数あります。</p>	
<p>(問い合わせ先)</p> <p>合同会社シオタトレーディング 代表社員 塩田靖浩</p> <p>E-MAIL: yazshiota@diary.ocn.ne.jp</p>	

【料金表】 下記の月額料金はあくまで上限を示しています。用務の内容、企業が属する地方自治体と弊社との関係などによっては、これ以下の料金で対応する場合があります。

貿易アドバイザー・営業支援業務委託契約書

〇〇（以下甲と称す）と、広島県広島市中区本通7-29 合同会社シオタトレーディング（以下乙と称す）は、甲が〇〇などの自社製品の輸出を図るために必要とする貿易アドバイザー・営業支援業務を乙が受託するに当たり、下記の通り契約書を締結した。

第一条 乙は、甲が〇〇などの自社製品の輸出を図るために必要とする、海外の日本食市場に関する情報提供、国内外の展示会や商談会に関する情報提供、国内外の展示会や商談会に参加する際の留意点、輸出書類の作成など、甲の輸出業務に必要な助言などの役務を甲に提供すると共に、国内外の見込み客に対して電話、メールを活用して商談や商品提案を行う。また、原則として2か月に1回の頻度で、オンラインで今後の輸出の進め方などについて情報交換を行う。

第二条 ①甲は、上記第一条に関わる乙の役務提供の対価を月額6万6千円（消費税を含む）と定め、乙に支払うものとする。

②支援業務に関連して出張旅費・日当などが発生する場合は、甲乙の協議を経て、甲はその負担について考慮する。

第三条 前条に定める月額報酬並びに出張旅費・日当などの支払いは、当月分を当月末までに乙の指定する口座に振り込むものとする。

第四条 乙は、甲から開示された情報について、甲の事前の承認無しに第三者に開示漏洩または譲渡してはならない。

なお、この守秘義務は契約書の有効期間満了後も継続するものとする。

第五条 契約書の有効期間は、令和〇年〇月から令和〇年〇月までと定める。

ただし、契約期間満了日の3か月前までに当事者の一方から書面による意思表示がない場合は、本契約は自動的に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

第六条 契約書に定めのない事項または契約書の各条項の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙誠意をもって協議のうえ、円満に解決を図るものとする。

本契約成立の証として本通2通を作成し、甲乙各自署名押印のうえ、各1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

甲 （所 在）
（名 称）
（代表者）

乙 （所 在） 広島県広島市中区本通7-29
（名 称） 合同会社シオタトレーディング
（代表者） 代表社員 塩田 靖浩